

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和2年度第2回豊島区地域包括支援センター運営協議会
事務局(担当課)		保健福祉部 高齢者福祉課
開催日時		令和3年3月19日 午後6時30分～午後8時
開催場所		豊島区役所 センタースクエア
議 題		<p>(1) 令和2年度地域包括支援センター実地検査・指導の結果及び事業評価を通じた機能強化調査について</p> <p>(2) 「地域ケア全体会議」の開催について(報告)</p> <p>(3) 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画、地域包括支援センターの運営方針について</p> <p>(4) 令和3年度総合事業通所型サービスについて</p> <p>(5) 豊島区ケアマネジメントについて</p> <p>(6) 令和3年度 新規拡充事業について</p> <p>(7) 令和3年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の承認について</p> <p>(8) 西部高齢者総合相談センターの移転について</p>
公開の 可否	会 議	一部非公開 (理由) 委託法人の選定等の議事については公正・中立性を確保するため非公開とする。
	会 議 録	一部非公開
出席者	委 員	福祉保健部長、介護保険課長、高齢者福祉課長、神山 裕美、高橋紀子、山内 利枝、土屋 淳郎、香川 美里、久保 貴恵(敬称略)
	そ の 他	各法人包括担当者 菊かおる園地域包括支援センター長 東部地域包括支援センター長 中央地域包括支援センター長 ふくろうの杜地域包括支援センター長 豊島区医師会地域包括支援センター長 いけよんの郷地域包括支援センター長 アトリエ村地域包括支援センター長 西部地域包括支援センター長
	事 務 局	高齢者福祉課係長(基幹型センター)、高齢者福祉課係長(管理) 高齢者福祉課係長(地域ケア)、高齢者福祉課係長(高齢者事業)

		高齢者福祉課係長（介護予防・認知症）、高齢者福祉課係長（総合事業）、高齢者福祉課主任（基幹型センター）、高齢者福祉課係員（管理）
--	--	--

審 議 経 過

No1

(午後6時02分開会)

○高齢者福祉課長 皆様、こんばんは。それでは定刻となりましたので、ただいまより令和2年度第2回地域包括支援センター運営協議会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、またコロナ禍の緊急事態宣言下ですが、この会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

高齢者福祉課長の猪飼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、欠席等について、ご報告をさせていただきます。

鹿川美代子委員がご欠席ということでご連絡をいただいております。また、岸川委員からは遅れておみえになるというご連絡をいただいているところでございます。

また地域包括支援センターの法人担当の方々ですけれども、齋藤施設長、また、豊島区医師会副会長の北野先生がご欠席ということでご連絡を頂戴しております。

また、事務局としては、福祉総務課長が欠席でございます。

以上がご欠席の連絡でございます。

続きまして、資料の確認をさせていただきたいと思っております。事務局よろしくをお願いいたします。

○事務局 高齢者福祉課、管理グループの安藤と申します。

資料を確認させていただきます。まず郵送でお送りさせていただいた資料から確認させていただきます。令和2年度第2回地域包括支援センター運営協議会の次第がまずございます。

続きまして、資料1-1と右肩に書いてあります、令和2年度地域包括支援センター及びアウトリーチ事業実地検査・指定介護支援事業所実地指導についてがでございます。

続きまして、資料1-2、地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化に関する調査がでございます。

続きまして、資料2-1、令和2年度地域ケア全体会議の開催についてがでございます。

続きまして、資料2-2、令和2年度豊島区地域ケア推進会議（全体会議）の冊子がございます。

続きまして、資料3-1、地域包括支援センター関連要約版、豊島区高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画がでございます。

続きまして、資料3-2、豊島区高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）の冊子がございます。

続きまして、資料4-1、令和3年度総合事業通所型サービスについてがでございます。

続きまして、資料4-2、通所型サービスAとしまりハビリ通所型サービスについて冊子がございます。

続きまして、資料5、豊島区ケアマネジメントの変更についてという資料がでございます。

続きまして、資料6、令和3年度新規拡充事業についてがでございます。

最後に、資料8、西部高齢者総合相談センターの移転について、こちらが郵送でお送りした資料になります。

続きまして、机上に置かせていただいている資料も確認させていただきます。

まず、座席表がございます。

続きまして、委員名簿がございます。

続きまして、資料3-3、豊島区包括支援センター運営方針（概要版）がございます。

続きまして、資料3-4、豊島区地域包括支援センター運営方針（案）という資料がございます。

続きまして、資料6-2、令和3年度新規拡充事業（地域包括支援センター関連）という横置きの資料がございます。

最後に、資料7、令和2年度豊島区介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業所（追加分）がございます。

また、法人担当者の方には差し替え資料といたしまして、次第と、資料2-2、豊島区地域ケア推進会議の冊子と、あと資料8の西部高齢者総合相談センター移転のお知らせという資料も追加で置かせていただいております。

資料確認は以上になります。

○高齢者福祉課長 続きまして、この会議に先立ちまして、保健福祉部長の田中部長よりご挨拶を申し上げます。

○保健福祉部長 田中でございます。今日はお集まりいただきまして、ありがとうございます。

毎度のご挨拶の中でも申し上げていますが、コロナウイルスのまだ収束が見えていない状況の中、現場の皆様には並々ならぬご苦労があるかと思っております。

また、それを支えていただく、今日お集まりの皆様も含めまして、深く御礼を申し上げたいと思っております。

また、来年度からは、来月から新年度が始まるという中で、豊島区では、今ちょうど予算の議会がほぼ終わり可決されるのを待つという状況になっております。今日も新規事業のご案内をさせていただくこととなりますけれども、その中で、組織としては新しくワクチンの接種担当に部長級がつきまして、これ以上ないぐらいの布陣を施しまして、接種に当たるというような状況になっております。どれだけワクチンが国から来るかがまだ見えていない中でもありますけれども、先手先手を打って、速やかに接種ができるよう、今、鋭意準備を進めているところでございます。

そうなりますと、医師会の先生方はもちろんのこと、現場で高齢者の方々に接していただくような皆様方もワクチン接種は、ご協力していただくことが多々あるかと思っております。また、そういったご案内も後々させていただくことになるかと思っておりますけれども、なるべく高齢者の方々には接種をしていただきたいというふうに思っておりますので、何とぞご協力のほどよろしくお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

○高齢者福祉課長 それでは、進行を会長に代わらせていただきたいと思います。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 それでは、私から簡単にご挨拶をさせていただきます。

本当にコロナ禍の中、高齢者の地域の支援も孤立や、あるいは生活困窮、介護者の課題など、やはり潜在的な課題が顕在化して、各地域包括におかれましても、相談の援助及びアウトリーチなどで大変お忙しい日々をお過ごしのことかと思えます。

しかし、そういった皆様の地道な活動により様々な課題が発見され、そして、早期に対応されているというところが今日の発表の中にも幾つか出てきていると思えます。

また、豊島区のとてもよい点としては、現場の福祉法人の包括支援センターの方々と行政の高齢者福祉課の方々との連携がとてもよくできているのではないかと考えております。今日の発表にもそういったところが出てきていると思えます。先月、地域ケア会議の年間のまとめを行ったのですけれども、日々相談に接している包括の方々からの課題を基に普遍的な課題に対して、対応策を考える。そして、それを政策化していくというプロセスが徐々に動き始めています。

今日、紹介される来年度の新規事業もそういった成果が盛り込まれていますので、ぜひ、皆様からも忌憚のないご意見をいただき、そして政策と実践の循環が今後もこの包括運営協議会を通して、うまく回っていくように、またご審議、ご意見等お願いしたいと思っております。

それでは、本日の傍聴について、ご案内します。当会議は、一部非公開となっております、一部非公開の理由は、委託法人の選定等の議事において、公正・中立性を保つためとなっております。

なお、本日は傍聴の方もいらっしゃらないということですのでよろしいでしょうか。

また、緊急事態宣言下の会議ですので、円滑な議事進行に努め、議題は非常に多いのですけれども、会議時間をなるべく短縮していくよう皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日、大変残念なことに、土屋先生がこの次のご予定があり、会議に最後まで参加、ご出席いただけないということを伺っております。

ですけれども、医師会の理事として、非常に貴重なご意見をいつもいただいておりますので、ご退席の前に、土屋先生に本日の議事についてのご意見など、お願いできればと思っております。よろしくお願いいたします。

○副会長 神山先生、どうもありがとうございます。豊島区医師会の土屋です。

まだ報告をする前に質問とか、意見というのは申し訳ないですが、事前資料に目を通させていただいて、思ったところの意見を先にお話しさせていただければと思えます。

まず最初に、資料1ところについてですけども、まずはQ16です。

1枚めくったところの(3)の職員の確保と育成を行っていますかという、問16、3職種の必要数の配置というところになります。これを見てみると、3職種とも、「準ずる者」を除いていた状態で配置できているところが1か所、そのほかは、何らかの形で準ずる者が、所属しているというような状態というふうに思いました。なかなか、保健師や主任ケアマネになってくるとハードルも高くて、大変なところもあるんじゃないかな。また、人件費の問題とか、各包括でいろいろ苦勞されているんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。これの回答は今ここでじゃなくて構わないです。

その後、Q65、在宅医療・介護連携というところの3-1(1)のQ65、最後のところ、在宅医療・介護推進事業における相談窓口に対する相談。これは医師会に設置されている、在宅医療相談窓口ということでよろしいでしょうか。皆様、相談されていると答えされていますけども、医師会のほうで、相談窓口の実績を調べてみますと、確かに、相談実績はあるんですけども、個人的にはまだまだ少なく、1件とか、2件とか、多いところで6件ぐらいだったと思います。比較的、相談件数はまだまだ少ない印象です。その医療に関わる場所、在宅医療相談窓口なので、医療に関わること気軽にご相談いただければなというふうに思っています。

今、各包括で多職種連携の会というのをやっていて、必ず相談窓口の職員を一人、それに出てくるようにしているので、そういったところでももちろんよいですし、あるいは在宅医療連携推進会議では、在宅医療相談窓口は、どのような相談を受けているか具体例を出しているの、そういった資料を各包括にお渡しできると、こういう相談ができそうだなというのが分かっているのではないかと思いますので、ぜひその辺も進めていただければと思います。区の担当部署も違いますけど、そういったところの連携が進んでくればよいなと思いました。

資料を進めまして、(2)の地域ケア全体会議の報告が資料2です。これは地域全体会議、僕も参加させていただいたので、これに関する主な質問は特にはないのですが、個人的な印象としては、資料2-2の一番最後に書いてますけども、メディアケアステーション、MCSを使うことは豊島区として先進的なことかと思しますので、こういったところの医療・介護連携をさらに進められたらよいなと思っています。

あと、全体会議のときには、コロナに伴う認知症の事例の数はそんなに増えてないけども、深刻な事例が多くなっているというお話をいただきました。今、認知症検診を医師会でやろうという話もありますが、そういった認知症、早期に拾い上げるようなところにつながってくればよいなと思っております。認知症の感想です。

次、資料3です。この福祉計画のところに関しては、特に細かいところまでは目を通し切れませんが、特に質問はありません。最初のところを書いてある在宅医療と介護の連携があったかと思いますが、そういったところを進めていけるとよいなと思っています。

資料の4番目のところですね。これ、リハビリ関係、通所サービスとか、これは全体会議のところで、コロナ禍でフレイルが進んでいるという話がありましたので、リハビリを進めていくことは非常によいことだと思いました。そういった中で、ちょっとしたリハビリでよくなった人、逆に、リハビリしたけど、あまりよくならなかった人を、どのようにつないでいくかというようなところをきっちり検討しておかないといけないと思いました。

リハビリ協議会をやっているの、もしかしたら、そこで検討する内容なのかもしれませんが、もし、どのようなところにつないでいくかということに関して、また、後日で構わないので教えていただければと思います。

資料5のケアマネジメントに関しては、特に質問等はございません。

資料6の新規事業に関して、3から9まで新規事業がありますけど、そのうちの3番と9番に関しての救急対応というお話があります。

この救急対応は、医療との兼ね合いがかなり重要になってくる可能性があると思います。実は、僕の見ている患者さんが、この間救急車で、アルソックでどこか運ばれた。その運ばれたときのレシートみたいなものを患者さんに渡してもらって、そこにアクセスすると、どのようなことがあったか分かるんですけども、そういったような仕組みもよいなと思いました。この患者さんがいつ救急で運ばれて、どういった処置がされたのか、一人暮らしの方だとわからないことがあるので、3番と9番、医療との連携というところがうまいことつながってくればよいなと思いました。

あと、9番に関しては、資料6-2の最後のページにある、ペットボトルみたいなものを冷蔵庫に入れて置いておくパターンだと思います。これをされている住居は、既にあるけども、情報が古くなるということが言われています。この情報が、なかなか書きかえられない。その辺は結構課題になるので、検討していかないといけないと思いました。

途中で話しましたが、MC Sを使って、うまく情報共有ができ、情報を新しくしながら救急のときに対応できるような、そんな仕組みができないかなと個人的には思っていますので、そういったところを、ご検討いただければと思っています。

新規事業の6番目のところで、在宅要介護者の受入体制ですね。これは感染症のコロナを前提としていると思いますけど、後方支援病床確保事業というのを、地域保健課でやっていくものもありますので、そういったところの関連も絡めて考えていけるとよいのかなと思いました。

資料の7番目、机上配付された件に関しては、内容をちょっと今見て、ざっと見て把握いたしましたけども、承認に関しては、委任したいと思いますのでよろしくお願いします。

資料8に関しては、特にございません。

それと、その他というところで、医師会でも話が出た中で、地域包括システム、これからは高齢者だけでなく、精神も入ってくると言われておりますし、子供とか、外国の人とか支援を必要とする人は広くなってくんじゃないかというふうに思っています。今のところ、豊島区は高齢者多いですから、高齢福祉に力を入れているところで、すばらしいと思っているんですけども、これから障害支援の会議とも連携を進めていけるとよいのかなと思います。

あとは、これも前回のこの会議でも話しましたが、在宅医療介護事業所の検索システムがあって、そこで医療のほうはわかるんですけど、介護のほうは、どこでMC Sを使っているのかわからないので、そういったところも進めていければよいかなというふうに思います。

それと、これは医師会の、介護保険の部会で出た資料の中で、物忘れ相談事業があるのですが、本年度、依頼がゼロ件だった包括が2か所あったので、どのような形で認知症の対応をしているのか、認知症以外に何か力を入れているものがあるのかとか、そういったところの確認できればよいかなと思っていますので、ぜひ、また後ほど教えていただければと思います。

最後ですけども、地域包括支援センターの中での人事交流を考えてみたらいかがでしょうか。医師会での話の中で、出たのですが、包括も地域ごとに地域性がいろいろなことをやっている。そういったことを学ぶ機会というのがなかなかなくて、法人の中だけの異動というのはもちろんあると思うのですが、それもないと困ると思います。

今大きい病院、大学病院の中でも人事交流とか、会社間の交流とかも行われているので、そういった人事交流を行うことで、この包括こんなことをやっているんだ、これうちに持って帰ってできないかなというような、いわゆる気づきになることで、豊島区の包括支援センターのスキルアップがさらに高いものになればいいかなと思っています。これは、どこかの法人がこうしたいと言っても、なかなか実現しなくて、恐らくこの会議だったり、区が進めていかないと、実現は難しいのかなと思いますが、将来的にご検討いただければいいかなと思っています。

○会長 どうも貴重なご意見ありがとうございました。

いただいたご意見は、また本日の議事にも活かしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ります。

最初に、議事（１）令和２年度地域包括支援センター実地検査・指導の結果及び事業評価を通じた機能強化調査について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 こんにちは。高齢者福祉課管理グループの係長の小嶋と申します。よろしくお願いいたします。

資料１－１でございます。令和２年度地域包括支援センター、アウトリーチ事業の実地検査と実地指導の結果でございます。

まず、指導の概要を説明させていただきます。実施時期は、令和２年９月から令和２年１１月まで８包括で実施しております。今年度は、コロナ禍ということで、要点を絞りまして、若干短い時間で検査等をさせていただきました。

続いて、重要なことだけ説明させていただきます。（４）の結果というところで、書いてあります。裏面に書いてあるんですけども、そちらは後ほど説明させていただきますが、大きな指摘事項はなしということでございます。

検査の内容、２番でございます。検査の内容については、まず地域包括支援センターのアウトリーチのほうの事業の確認事項として、職員について、個人情報、執務室内の状況、アウトリーチ事業、総合事業の事業、あとはその他ということで確認しております。

続きまして、指定介護支援事業所につきましては、人員基準、運営基準、あとは介護予防のための効果的な支援の方法に対する基準ということで、こういった視点で確認してきております。

続きまして、裏面のほうをご覧ください。こちらのほうもかいつまんで説明させていただきます。

特にコロナ禍ということで、そこら辺の内容のところから説明させていただこうと思います。

丸の２つ目でございます。昨年度から多職種連携会議を実施していると。１１月２９日はWebでの区民公開講座の実施を検討しているということで、今回コロナ禍ということで、Web会議を始めているところがあります。

続いて、下から３個目のところでございます。コロナ対応として、ケアマネ、民生委員、サロン利用者にアンケートを実施し、結果はそれぞれフィードバックする予定ということでなっております。

続いて、コロナ関係でございます。アウトリーチのほうを見ていただきまして、アウトリーチの一番最後のところでございます。緊急対応に備え、見守りの際に、あわせて、管理会社等の緊急対応先を把握するようにしているといったところが行っているところでございます。

続きまして、指定介護支援事業所の部分でございます。こちら、介護保険、最新情報の836号のほうに書いてあります「新型コロナウイルス感染症にかかる介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費の取り扱いについて」という通知が出ております。こちらの通知に対して、適正に対応をしているということが確認できました。

続きまして、資料1-2の説明に入らせていただきます。

例年やっております事業評価を通じた機能強化に関する調査でございます。最初のほうは、それぞれの直営や委託ですとか、どういった設置主体かといったところなんですけれども、2ページ目以降はやれているところは、「はい」というところで1が立っておりまして、やれていないところが2が立っているといった状況でございます。

2ページ目を開いていただければと思います。

2ページ目ですけれども、Q14、市町村から、担当圏域の現状やニーズ把握に必要な情報について、三つ以上提供を受けていますかということで、それは全部、全て「はい」がついています。そんな中で、黄色く塗ったところがあります。空白になっているところは、前は「はい」が立っていたところで、今度、「はい」が立たなくなったところ、逆に、1が立って黄色くなっているところは、今まで空白だったところが「はい」になったということでございます。

続いて、(3)でございます。職員の確保のQ16でございます。こちらにつきましては、先ほど、土屋先生からもご指摘があったんですけれども、2が立っているところにつきましては、保健師のその他準ずる者として看護師が配置されているということが全てでございます。

続きまして、4ページ目を開いていただければと思います。

Q30でございます。こちら、相談事例の終結条件を市町村と共有していますかということで、まだ、2が立っているところが2つほどあるといった状況でございます。

続きまして、5ページ目でございます。

2-2(1) Q36でございます。成年後見制度の市町村申立に関する判断基準について、市町村から共有されていますかということで、こちら、以前は2が立っているところもありましたが、全て共有ができる、「はい」という返事になっております。

続きまして、Q41でございます。こちらにつきましても、消費者被害の情報を民生委員・介護支援専門員・ヘルパー等情報提供する取組みを行っていますかということで、これは全ての包括が取りを行っているという返事になっております。

以上でございます。そのほかは、ほとんど1が立っておりまして、実施ができているというところで、どんどん包括のほうのこの取組みのほう、できることが多くなってきているといったところでございます。

報告のほう、以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご報告いただきました、資料1、資料2につきまして、ご質問などは何かありましたらお願いいたします。

○委員 今日はよろしくお願ひいたします。

2点、確認したいことがあります。資料1-1の裏面の3、検査結果、地域包括支援センターの丸の5番目、感染症対策を行っているということで、先ほど説明にもコロナ対応として、アンケートを実施した、それに対して、フィードバックする予定ということですが、保健所からの助言を基に感染症対策をしていたのか。資料1-2でも感染症に関しては、評価の日が令和2年9月から令和2年の11月でコロナ禍のまっただ中なので、感染症に対しての項目をあえて入れなかったのか、もしあったら、この有事の時期なので、感染症に対しても機能評価をしたほうがよかつたのではないかと感じながら、一意見で言わせていただきます。

実際、職員の方の反省もありますし、お互いに利用者様や、包括の職員の方も守られるべきだと思いますので、その対応もしあったのであれば、説明をしていただきたいのと、この機能強化に関する調査の中に、感染症のことは今後入れていくのかどうか。多分、今年だけではないと思うので、既に入っているかもしれませんが、その説明をまずいただきたいと思います。

あと、資料1-2の2点目なんですけど、Q30、ご説明で、相談事例の終結条件を市町村と共有していますかという質問で、残念ながら、2があるということだったんですが、たしか、昨年度の資料も2だったので、それに対して、改善の余地があるのかどうかと、もしくはどうしても仕方のないことなのかどうか、あれば教えていただきたいと思いました。

以上です。

○会長 それでは、ただいま2点の質問につきまして、まず資料1のほうですね。感染症対策については、菊かおる園の方、どのような感染対策をとっているのか。機能強化に感染症は項目としては入っていないようには見えるんですけども、そういったところも含めて具体的な対応について、もう少し補足をしていただけるとありがたいです。

○委員 あと、実際運営していて、包括で何か問題があったかどうか。

○事務局 まず区の方から回答できるところを回答させていただいてよろしいでしょうか。

まず、こちらの実地検査と指導ですけれども、基本的には、委託している内容をやっているかを確認していきます。

この委託の契約を結ぶ作業は昨年1月から2月ぐらいに行っていますが、コロナの対策のことまで仕様書の中に書いてありませんでした。ですので、どういうふうにしていますかというのは、実際は聞いているんですけども、それは検査の事項としてではなく、実際に現場としてどういうことをやっているかということで確認した部分であって、それがいわゆる実地検査の項目にはならないという形になります。

続いて、1-2の機能強化の調査というのが全国統一の調査でございまして、区のほうでコロナ対策を入れるとか、入れないとかというものではないので、来年度、国が入れてくるかもしれませんし、入れてこないかもしれない。そういったところでございます。

○会長 では、補足よろしくお願ひいたします。

○菊かおる園高齢者総合相談センター これは昨年度になりますので、昨年度も、コロナが猛威を振るう状況になった時点で、区側からの特別な指示はなかったので、法人として、指示が入りまして、それに向けて、各包括、3包括あるわけですけれども、対応していったという形になります。

当包括については、通常の感染予防という意味で本当に手洗いだとか、マスクをしっかりとつけるだとか、あと相談対応いたしますので、ビニールカーテンを窓口に張るとか、あとは、職員の実質執務室の中でもビニールカーテンをひいてあります。食事もそこでしますので、感染予防のためには、執務室内の環境整備も必要になるということですね。

それ以外、訪問時の対応についても、本当に国からの様々な情報提供とかもありまして、それを逐次、東京都もかなりアナウンスを、都知事がされていまして、それは毎回必ず見るようにいたしまして、所内においては徹底してやっていくようにやってまいりました。

区側も、6月以降、いろいろなご指示をくださいましたので、この令和2年度に関しては、特に区の方針も徐々に出てきてくださったので、それに対して、全包括が対応する形にはなっているかと思えます。

以上です。

○会長 1点目の質問についてはよろしいでしょうか。

○委員 はい、大丈夫です。

○会長 それでは、もう一点の質問が、資料2のQ30のところですね。終結条件を市町村と共有しているかというところで、まだ、2の実施していないというところが2か所ある点につきまして、これについてのご質問です。こちらは、高齢福祉課のほうからお願いいたします。

○事務局 高齢者福祉課、地域ケアグループの今井と申します。

虐待ケースにつきましては、毎年終結について、包括と共有をして、終結するのか、継続するのかを共有をして、一緒に、場合によっては協議などをしながら進めております。この場合、広い相談ということになっておりますので、まだ終結の判断が全て共有できているかが課題だと感じておりますので、この辺り、今後も検討を進めてまいりたいと思えます。

○会長 よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 では引き続き、また、これから1になるように取組みをよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、続きまして、(2)地域包括ケア全体会議の開催について、報告を事務局よりお願いいたします。

○事務局 皆さん、こんばんは。高齢者福祉課、基幹型センターグループ、船津と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、資料2-1をご覧ください。令和2年度地域ケア全体会議開催についての概要版の説明をさせていただきます。本資料は2-2のほうになります。

地域ケア会議は、個別課題や地区懇談会から上がってきた全区的な地域課題を整理、集約して、政策提言などにつなげることで地域課題を解決して、住みやすい地域をつくっていくというものです。

今年度の変更点としましては、大きく2点ございます。全体会議に向けた検討会議におきまして、これまでセンター長と区で検討していたものをさらにセンターから1名参加していただき、各センター2名体制で参加していただいたということです。

そして、もう一点が各専門職部会からの意見が反映できるようになったということです。それで、従来の縦の流れに横の流れが加わったということで、包括全職員で検討を重ねていくという会議体系へ変更されたということです。

次に、今年度の取組みについての話です。コロナ禍において、地域の新たな課題が山積されているということで、コロナ禍で見た地域課題ということとさせていただきます。

全体会議に向けた検討会を毎月開催し、検討したところ、課題は4つのカテゴリーに分類することができました。2番の右のところに、1、2、3、4と書いてありますが、こちらの4項目になります。

1つ目が利用者の介護サービスへの影響、2点目が高齢者の心身の健康状態について、3点目が地域とのつながり、4点目が介護者との連携となりました。

これを基に4つのグループに分かれ、検討を行いまして、各グループごとに、現状、課題分析、アクションという形でまとめまして、専門職部会の意見も反映しました。このアクションの方向性を整理しますと、介護予防・フレイル予防、介護者の見守り、介護する人・される人の支援という3つに分けることができました。

この後に、また説明がございしますが、このうち、令和3年度から実施します新規拡充事業により対応ができそうところがこの上の囲みの部分になります。下の囲みの部分は新規拡充事業にも含まれて、今後検討していく項目となります。コロナ禍であり、今後新たな課題も出てくるとは思いますが、これからも地域ケア会議や専門職部会などを通して、検討や提案などにつなげていこうと思っております。

また前年度以前のテーマについての報告につきましては、特に地域の担い手というところについて、報告がございました。

一番下のところになります。出席された委員様からの意見としまして、コロナやICTなど、正しい知識を持ってつながりをつくるのが重要ですか、としまテレビがあるのは豊島区の強みであり大いに活用するとよい。また事業の拡充はすばらしいが実業務の見直しや整理も必要である。そのようなご意見をいただきました。

こちら、以上となります。

○会長 ありがとうございます。

今の説明につきまして、何かご質問などありましたらお願いいたします。

(なし)

○会長 よろしいでしょうか。大変1年間を通して、よく取り組んでくださっております。8包括、それぞれ運営法人も違いますけれども、行政が呼びかけながら、それぞれの実践を共有し、そしてお互いまねし合ったり、あるいは学び合ったりしながら包括全体のレベルアップにつなげていくというところでは、とてもこの地域ケア会議の果たす意味は大きいのではないかと思います。

さっき、土屋先生からも包括間の連携をというお話もありましたけれども、このケア会議がかなり期待に応えてくださっている部分ではないかと思います。

それでは、続きまして、(3) 高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画、地域包括支援センター運営方針について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 再度、船津のほうから説明させていただきます。

資料は、資料3-1になります。豊島区高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画となります。令和3年度から3年間の計画についての内容となります。

まず1点、訂正がございます。1の計画の位置付けのところの囲みの一番下の行になります。計画期間のところになりますが、こちらのほうが誤植でございまして、「平成30年」と書いてありますが、その行が「令和3年(2021)年度から令和5年(2023)年度までの3年間」ということで訂正させていただきます。申し訳ございません。

説明させていただきます。

計画書のうち、高齢者総合相談センターに関連する、多少要約しております、裏面のほうをご確認していただければと思っております。

大目標としましては、「高齢者が主役となってつながり、支え合い、幸せに住み慣れた地域で暮らせるまち としま」となっております。

この中で、各センターが特に力を入れる事業、こちらを豊島区地域包括支援センター運営方針の中に記載をしております。

その内容を概要版としまして、資料3-3にまとめておりますのでご覧ください。

施策1の介護予防・健康づくりの推進として、2つ。介護予防の推進の視点から高齢者が介護予防の取り組みを行えるよう住民主体の通いの場を拡大していくこと、総合事業の推進の点からは訪問型・通所型サービスの実施を通して、機能維持から機能訓練により回復するという介護予防に資する総合事業の利用を奨励するものでございます。

施策2の生活支援の充実としまして、専門職である見守り支援事業担当により現在実施しております熱中症訪問や生活実態調査の継続、高齢者の呼びかけ事業の結果を踏まえた実態把握などを行い、関係機関と連携しながら見守り強化を図るというものでございます。

施策3の高齢者総合相談センターの機能強化といたしましては、専門職部会の開催、区民ひろばへの出張相談、夜間休日の相談体制の拡大などによって、相談支援の充実を図るものでございます。

さらには、効果的な介護予防ケアマネジメントによって、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送る支援を推進するというものでございます。

最後の囲み、施策4のところになりますが、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりといたしましては、普及啓発としまして、認知症サポーターの養成や相談窓口として、センターの認知度を上げるように努めるということ。また介護者等への支援といたしまして、介護者の会などによって、家族の負担を軽減するための取組みを推進する。推し進めるということになります。

以上となっております。

○会長 ありがとうございます。

それでは、今の説明に対して、何か質問などはございませんでしょうか。

急いで議事進行をしましていましたので、時間が少しずつ余裕が出てきているような感じです。介護保険の事業計画と高齢者福祉計画においても、この地域包括ケアシステムの占める部分は大変多くなっております。

先ほど、土屋先生からはご指摘があったように、地域包括ケアは、高齢者のこの計画の中では、医療介護連携を中心にした高齢者分野の地域包括ケアシステムとして、計画がつけられております。

ですけれども、豊島区も地域福祉保健計画の中では、障害者や子供にも範囲を広げながら、この地域包括ケアの概念、それから実践を広めていこうというビジョンがございます。

包括支援センターの方々は、この地域ケア会議などを通して、行政と、それから包括の方々の連携を進めながらそれぞれの強みを生かした包括ケアをつくってくださっております。このノウハウは豊島区の中でも高齢者分野が一番進んでおりますので、ぜひその実績を重ねるとともに、それが今後、ほかの分野にも参考になるような実践、そして知見を蓄積し、そして、豊島区全体にも広めていただけるといいと思います。そのため高齢者分野の包括ケアシステムということで、この計画の中にしっかりと位置づいておりますので、そういった根拠をもって、ぜひ、これからも取り組んでいただければと思います。

ということで、ご質問とかはよろしいでしょうか。

(なし)

○会長 それでは、続きまして、(4)ですね、令和3年度総合事業通所型サービスについてを事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 高齢者福祉課総合事業グループの高野と申します。よろしく申し上げます。

令和3年度の総合事業の通所型サービスについて、概要をご説明いたします。

まず、総合事業は国のガイドラインに示されております類型がございます。左から国相当基準、通所型サービスA、B、Cとございます。

その中で、赤で囲っておりますとしまりハビリ通所サービス、これを令和3年度より開始いたします。そして、一番右の通所型サービスC、短期集中通所型サービスは東京都の支援を受けながら、来年度一部コースにモデル事業を実施いたします。いわゆるデイサービスというものが、左の、一番左の介護予防通所事業ととしまりハビリ通所サービスでございます。

こちらは、どちらもデイサービスの事業所によりサービスをしていただくものでございますけれども、それと比較しながらちょっと内容を説明いたしますと、としまリハビリ通所サービスは、機能訓練に特化したサービスでございます。機能訓練指導員が常駐いたします。そして、利用者の個別プログラムを実施いたします。従来の介護予防通所事業は機能訓練に特化してなくて、例えば入浴とか食事、口腔衛生など、様々でございます。

リハビリ通所サービスの目標としましては、機能訓練を行うことで、より自律した在宅生活を継続する。対象者は機能訓練の必要がある方、自律的な在宅生活を目指すことができる。短期集中通所型サービス後、回復途上にある。そして自己通所が困難な方、こちらのサービスは送迎のサービスでございます。

そして、このとしまリハビリ通所サービスを充実したものとするため、また利用者をなるべく多くの方に利用していただきたい。そして、なるべく多くの事業所に参入していただきたいということで、2番目のとしまリハビリ通所サービスの概要の、としまリハビリサービスの利用促進の取組みについて、利用者の負担額を従来の介護予防通所事業より低く設定してございます。例えば1割負担の方の利用料金の比較でございますけれども、としまリハビリ通所サービスは要支援1の方も、2の方も、そして事業対象者の方も1回当たり300円です。介護予防通所事業は1回当たり、要支援1の方は415円、要支援2の方は427円ということで、大体20数%としまリハビリ通所サービスのほうが利用料金が低く設定してございます。

利用者負担となります、機能訓練向上加算ですけれども、こちらは1回当たり、一月当たり200円、そして従来の介護予防通所事業は、機能訓練向上加算とほぼ同じ内容の運動器機能向上加算というのがございますけれども、これも一月当たり、246円と比較して、利用料金を低く設定してございます。そのような取組みによって、なるべく多くの方に利用していただきたいと思っております。

そして、右隣の(2)の区独自の加算相当費(支援金)を設定をすることで、事業所の参加を促進、安定してサービスが提供できるよう支援いたします。こちらは、豊島区独自の支援ですけれども、例えば、介護認定軽度化加算相当費は、サービス利用中に介護度が軽度化した場合、1人当たり1万円。自立化加算相当費、地域の通いの場などに新たに参加してサービス利用を終了した場合は、1人当たり1万円。副都心加算相当費として、報酬請求実績がある事業所に1か月当たり5万円を支援いたします。

こちらの加算相当費につきましては、ご利用者様からの負担というのは全くございません。そのような取組みを通じて、今のところのとしまリハビリ通所サービスに参入をしていただくというのは、3事業所ございます。リハビリセンターあゆむとリハビリデイサービスまんぞく、ケアトラストちょこっとリハビリサロン一期の家ということで、この3事業所が今のところ、サービスを開始することが決定してございます。

また対象エリアがいわゆる空白地帯みたいなところもございますので、そういったエリアにございます事業所につきましては、こちらのとしまリハビリ通所サービスへの参入を引き続き推し進めて、勧奨していきたいというふうに思っております。

概要は以上でございます。

詳細の資料は、別途参考資料としておつけいたしましたので、後で、ご覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。

今の説明につきまして、質問などありましたらお願いいたします。

さっき土屋先生からフレイル対策として、こういうリハビリ充実はとてもいいことだということでした。このサービス短期集中型もありますし、あといろいろ加算がついて、ひろばなどの、通いの場に行った後、加算がついて卒業ということなんです。そういう複数サービスとか、フォーマル、インフォーマルのサービスをつなぐときのつなぎ方について土屋先生からご質問であったのですが、その点について、少しご説明、補足いただけますでしょうか。

○事務局 としま通所リハビリセンターは、従来の介護予防通所事業と比べますと、大体半年から1年ぐらいの利用というのを想定してございます。

それで、としまリハビリ通所サービスを通じて、ご自分で地域資源、例えば右隣のつながるサロンですとか、もしくは区民ひろばとかのように、通える状態になった方はなるべくそちらをご利用していただきたいと。ただ、としまリハビリ通所サービスを受けても、それほど状態像が変わらないというか、あまり成果が出なかった方につきましては、例えば、介護予防通所事業のほうのご利用のご説明とかを考えてございます。

そして、つなぎでございませけれども、基本的にはケアマネジャーさんをお願いしたいところでございます。一方で、としまリハビリ通所サービスを元氣になって、終了した方の行き先として、右隣のつながるサロンというのがございませけれども、こちらが、今年度が3か所しかなかったんで、あまり勧める場所、ご説明するのが難しかったんですけども、今年度は広報誌などで周知をした結果、新たな団体がどんどん登録していただきまして、4月には大体11か所ぐらいに増えてございます。そういったところも含めまして、地域の通いの場にどんどんつなげていきたいというふうに思っております。

○会長 これについては、包括の方も関わりがあるというところでよろしいでしょうか。

○事務局 はい。新しいサービスにつきましては、8包括全て、担当者が回っておりまして、こういう方をとしまリハビリ通所サービスにお勧めしてくださいということで、ご説明をしているところでございます。

○会長 ありがとうございます。

リハビリ部門はニーズが高く、それに応えて新しいサービスを開発されています。ぜひ、それぞれぶつと切れることなく、シームレスにつながるよう、ケアマネジャーの方、そして包括の方々の連携を引き続きお願いしたいと思います。

そのほか、この資料4についてのご質問などはよろしいでしょうか。

(なし)

○会長 それでは、(5)のほうに移りたいと思います。豊島区ケアマネジメントについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料5をご覧ください。豊島区介護予防ケアマネジメントの変更についてということでご説明させていただきます。

変更につきましては、令和3年4月1日からとなります。

主な変更点は3点、ケアプランの作成期間、介護予防ケアマネジメントの類型、あと帳票の簡略化ということになっております。

ケアプランの作成期間に関しましては、現在新規プランが3か月、それ以降は最大6か月となっておりますが、変更後は認定の有効期間に配慮しつつ、目標達成に必要な期間とするとしております。これは要介護のケアプランを作成している、居宅のプランと同じに変更させていただいたということでございます。

介護予防ケアマネジメント類型に関しましては、現在ケアマネジメントAとCのみでございますが、新しくケアマネジメントBを加えました。

帳票の簡略化につきましては、ケアマネジメントAは国相当基準のサービスを利用する場合がありますので、従来どおり、契約や重要事項説明書、個人情報同意書などをとる必要がございます。ケアマネジメントBとCに関しましては、契約をなくしまして、重要事項説明書と個人情報同意書が一緒になったA4、1枚で済むようにしたものです。ケアプランも、B、Cは介護予防手帳を活用していくということにしております。

裏面をご覧ください。

介護予防ケアマネジメントの全体像になります。先ほど、申しましたことが整理されております。ケアマネジメントAに関しましては現行どおり、指定のサービスを使って、契約をとること。あとは、プラン期間は居宅のプランの考え方と同じというところでございます。

ケアマネジメントBは短期集中サービスを3か月から6か月利用した後に、3か月間、高齢者が介護予防活動を継続できるように支援していくものでございます。

ケアマネジメントCに関しましては、その他、通いの場などのサービスにつながり、これは開始するまでの最長3か月を支援するものとなっております。

私のほうからは概要でございますが、以上となります。

○会長 ありがとうございます。

今の説明に対して、何かご質問などありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(なし)

○会長 ニーズに応じて、細分化されてきているプランについての報告でした。

それでは、次に(6)令和3年度新規拡充事業について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○高齢者福祉課長 それでは、私のほうからご説明をさせていただきます。

資料6-2でご説明をさせていただきたいと存じます。

令和3年度の新規拡充事業でございます。令和3年度の予算、コロナ禍におきまして、極めて厳しい状況という、そういう中で何とか実現にこぎ着けた、そういった新規拡充事業でございます。

まず、左側ご覧ください。「ウィズコロナ時代にはがきで高齢者をつながり」をというふうに題してございますけれども、高齢者の呼びかけ事業、545万円でございます。コロナ禍において、高齢者の社会参加の機会が低下していて、様々な影響がある中、高齢者の方へ往復はがきを送りまして、コロナ対策等の啓発を行うとともに、お困りごとを気軽に、そして積極的に把握しようということで返信できる仕組みをつくったところでございます。本年度は補正予算を計上しまして、9月と1月に実施したものでございますが、来年度は年1回、75歳以上の全高齢者を対象に実施するというものでございます。

次に、右側ご覧ください。

こちら、高齢者の出張相談・見守り強化事業でございます。先ほどの呼びかけ事業を踏まえて、新たに包括支援センターの相談機能を強化ということで、区民ひろばへの出張相談ですとか、高齢者の自宅訪問相談などを行って、介護予防、見守りの強化を進めていくということで、一包括当たり300万の委託料の上乗せということでございます。

2ページ目、ご覧ください。

高齢者の総合相談に関する夜間緊急受付及び休日相談窓口の開設でございます。現在、高齢者総合相談センターの開設時間外の対応については、各法人で対応してくださっているところもあるんですが、仕組みとして構築されていないところがございます。そこで、休日ですとか、具体的には日曜日や祝日、そして夜間の緊急対応に応じられるよう民間業者への委託を行うというものでございます。委託先での相談の状況によっては、包括のほうでの緊急対応をお願いするというのも制度の中に入れていたというものでございます。

その下、ご覧ください。

高齢者総合相談圏域に生活支援コーディネーターを設置ということで、生活支援体制整備事業の拡充でございます。現在のオールとしまをカバーする第一層の生活支援コーディネーターを社会福祉協議会さんに委託しておりますけれども、第二層の生活支援コーディネーターを来年度拡充して配置するというものでございます。来年度、4圏域に配置して、その状況によって、さらにもう4圏域をその次の年度にというように考えているところでございます。

続いて、右側の上段、ご覧ください。

こちらは、先ほど土屋先生からのご指摘もありましたが、在宅要介護者の受入体制整備事業でございます。介護者がコロナウイルスに感染した場合の要介護者の受入体制を整備するというところで、今年度も補正で、補正予算をお願いして計上したところでございます。病院で対応していただくということで、今年度の実績が、現在のところ、2件ございました。来年度もそういった体制を整備するというものでございます。

その下の高齢者あんしん位置情報サービス利用料助成の拡充ということなんですけれども、こちらにつきましては、現行の位置情報サービスの利用者拡大というところを図るため、現場急行サービスを付加するということと、自己負担の軽減を拡大するというものでございます。

次のページをご覧ください。

いきいき100歳健康づくり事業でございますが、こちらは高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施ということで、国のほうから令和6年度までに実施するようというふうに求められている事業ですが、令和3年度から豊島区においては実施することが可能となりました。

健診結果から低栄養ですとか、糖尿病、口腔機能低下等が見られる方に対して、個別相談、また集団的に啓発することによりまして、健康保持と介護予防の両方の視点から事業を一体的に実施するというものでございます。こちらは高齢者医療年金課と地域保健課、そして高齢者福祉課、3課で連携して取り組んでいく事業でございます。

続いて、右側、上段をご覧ください。

こちら土屋先生からのご指摘いただきました救急医療情報キットを配付ということでございます。既に21区実施していて、豊島区遅れているんですけども、先行区の事例などを参考にしながら、また、先ほど情報の更新が必要だというご指摘もいただきましたので、そういったところも留意しながら対応していきたいと思っております。

最後は、高齢者住宅火災代理通報ということで、こちら協力者が必要だったのですが、民間代理型ということで通報システムが追加されましたので、拡充を図るというものでございます。

雑駁でございますが、新拡事業の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

先ほどの土屋先生からのコメントも含めてご説明いただきまして、ありがとうございます。参加者の皆様方からご質問など、いかがでしょうか。

はい、お願いします。

○委員 新しい取組みですごいなと思っておりますが、1点、具体的なイメージがつかなかったのが、この資料6の8番目に書いてあります位置情報サービスの利用料助成事業のところ、現場急行サービスを付加するというふうに書いてあるんですが、具体的にはどういうイメージのものなのか教えていただければと思います。

○会長 はい、お願いします。

○高齢者福祉課長 ご質問ありがとうございます。

今までは、こちらのサービスを使って、例えば、行方が分からなかった方の位置は分かるんですけども、そこに行くためには、そのご家族の方ですとか、お知り合いの方が駆けつけなくてはいけません。今回は発見した段階で、そこに、現場に駆けつける。救急で駆けつける人が民間業者であるということで、安全確保をそこで図る。ご親族が来るのをそこでずっと待っている。そういうような取組みでございます。初動の対応の拡充ということでございます。

○委員 よく分かりました。

○会長 よろしいでしょうか。ほかに質問などはいかがでしょう。

じゃあ、ちょっと私から1つお聞きしたいんですが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施というところ、国の6年までというのに先立って3年度から始めるということなんです。この中で低栄養とか高齢者、糖尿病リスク、口腔機能低下者への個別相談やアウトリーチを行っていくということも含まれていくわけですけども、これはどこの方がアウトリーチや個別相談やっていくことになるのでしょうか。

○高齢者福祉課長 具体的には、例えば歯科健診事業ですと、地域保健課のほうで実施していくわけですが、医師会さん等のご協力を得ながら実施します。その後、データを高齢者福祉課のほうでいただきまして、個別的にアプローチをしてみたいです。そのために体制の強化も図っていきまして、常勤の保健師と、あと会計年度任用職員なんですけど、管理栄養士と歯科衛生士を新たに任用して対応していくというものでございます。

○会長 ありがとうございます。

高齢者福祉課のマンパワーをさらに充実させて、保健データも活用しながら、介護予防に努めていくということですね。ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○会長 それでは、次に進みたいと思います。

それでは、次が(7)ですね。令和3年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の承認について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(非公開)

○会長 ありがとうございます。

今の説明に対して、何か質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、今回の案件はご承認ということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 ありがとうございます。

それでは、最後に、西部高齢者総合相談センターの移転について、ご説明ください。

○事務局 資料、右肩資料の8番をご覧ください。

西部高齢者総合相談センターがもう既に移転しているんですけども、ご案内をさせていただきます。

移転は令和3年1月12日ということで、これまでは西部生活福祉課と一緒に合同庁舎にありましたんですけども、そちらから、今度は西部区民事務所の建物のほうに移っております。こちらは、西部生活福祉課の建物自体がちょっと老朽化しております、こちらの建替えに伴う移転でございます。

簡単なんですけれども、以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

今の説明に関して、何か質問はございますでしょうか。

(なし)

○会長 ないようですので、次に進めたいと思います。

それでは、議事進行のご協力ありがとうございました。これで本日の議事は全て終了いたします。

今回、年度末の包括支援センター運営協議会ということで、議題も大変多かったんですけども、皆様のご協力で円滑な議事進行ができましたことにお礼を申し上げます。

包括支援センターの仕事は、コロナ禍ゆえに新しい課題が様々に生じ、それに対して、この1年間を通して、手探りでありながらも、その住民の方、高齢の方々のニーズに応じて、様々な取組みをされてきたというところが今日の報告でもご覧いただけたかと思います。

また、8か所の包括支援センター、同じ法人が全て経営しているわけではございませんけれども、異なった法人間でも情報交換をし合いながら、それぞれよいところを学び合い、住民の方々にとって、住む地域によって包括支援センターのサービスに差が出ないように、取り組んでおられるところは、非常に豊島区が誇るべき、すばらしい点ではないかと思います。

そういった行政の方と、それから包括の方々との連携の中で、様々なニーズがキャッチされ、そして、今日後半にも説明いただいた新しい次年度の事業という結びついているということも、また1つの成果かと思えます。

また、これを令和3年度行っていく中で、それがうまくいった点、それから、まだ課題のある点、そしてうまくいかなかった点も当然出てくると思いますので、そういったところは、包括の方の日々の仕事の中から、ケアマネジャーの方々、そして家族の方々の意見も吸い上げながら評価して、それを区に返していく中で次年度の事業にまた生かすという循環につながっていければと思います。

包括支援センターは今日の資料の1にもありますように、大変細かい機能評価に関する調査を受けておりまして、きめ細かくチェックされる体制ができ過ぎているので、本当に大変じゃないかと思えます。とても皆さん誠実に応えていただいております。

また引き続き令和3年度も、このコロナが収束するのか、あるいは、もっとひどいことは、これ以上は起こらないことを期待いたしますけれども、また何が生じるか分からない中での年度初めになっていきます。

引き続き、行政と包括の方々の協働、そしてケアマネジャーや住民の方々とのつながりということも生かしながら、豊島区の包括ケアシステムがより発展していけるように、また皆様、委員の方々のご意見、ご協力もいただきながら進めていければと思っております。

それでは、次回について、事務局から説明をお願いいたします。

○猪飼高齢者福祉課長 今日には緊急事態宣言下にもかかわらず、対面式で会議を実施させていただきまして、誠にありがとうございます。

例年3回開催の協議会なんですけれども、今年度は2回の実施で終わってしまったこと、とても残念に思っております。来年度は、ぜひコロナが収束して、3回実施して、なおかつ活発なご議論もいただきたいと思っております。ぜひともよろしくお願いいたします。

コロナの状況によるんですけれども、次回は7月の開催を考えておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○神山会長 ありがとうございます。

本当にコロナ禍にもかかわらず、オンライン会議とか、あるいは書面会議というのも増えているんですけれども、大変お忙しい中、このような場を設定していただいたこと、そして、参加してくださった委員の皆様にも感謝申し上げます。

それでは、ほかに何かご質問がございますでしょうか。

ないようでしたら、以上をもちまして、令和2年度第2回地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。どうも皆様ありがとうございました。

(午後7時49分閉会)

資料	<p>資料1：令和2年度地域包括支援センター実地検査・指導の結果及び事業評価を通じた機能強化調査について</p> <p>資料2：「地域ケア全体会議」の開催について（報告）</p> <p>資料3：高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画、地域包括支援センターの運営方針について</p> <p>資料4：令和3年度総合事業通所型サービスについて</p> <p>資料5：豊島区ケアマネジメントについて</p> <p>資料6：令和3年度 新規拡充事業について</p> <p>資料7：令和3年度介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の承認について</p> <p>資料8：西部高齢者総合相談センターの移転について</p>
----	---